

# 第5章 総合評価

## 5.1 配慮書段階における環境影響評価の総合評価

### 5.1.1 配慮書における環境影響評価結果

本事業の実施に伴い、計画段階配慮事項に係る環境影響評価の結果を整理した結果は、表 5.1-1に示すとおりである。

表 5.1-1 総合評価の結果

項目		A-①案	B-①案	A-②案	B-②案
計画の特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成高さ：1m (100年確率の降雨に対応しごみを処理する機能を守ることを考慮)</li> <li>・煙突高さ：59m (既存の上田クリーンセンターと同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成高さ：5m (1000年確率の降雨に対応し、主要設備を守り、ごみ処理機能を速やかに回復することを考慮)</li> <li>・煙突高さ：59m (既存の上田クリーンセンターと同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成高さ：1m (100年確率の降雨に対応しごみを処理する機能を守ることを考慮)</li> <li>・煙突高さ：80m (県内他施設の最高高さ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成高さ：5m (1000年確率の降雨に対応し、主要設備を守り、ごみ処理機能を速やかに回復することを考慮)</li> <li>・煙突高さ：80m (県内他施設の最高高さ)</li> </ul>
環境影響評価結果	大気質	○	○	○	○
	景観	○	○	○	○
	日照阻害	○	○	○	○

注) ○：影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる

### 1. A-①案についての評価結果

A-①案は、造成高さ1m、煙突高さ59mの案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、すべての項目で環境基準を満足しており、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。景観及び日照阻害への影響は、造成高さ及び煙突が相対的に低いため、B案（造成高さ5m）及び②案（煙突高さ80m）と比較して小さく、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。

### 2. B-①案についての評価結果

B-①案は、造成高さ5m、煙突高さ59mの案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、すべての項目で環境基準を満足しており、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。景観への影響は、造成高さが高いため、特に近景への影響がA案（造成高さ1m）と比較して大きくなるが、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。日照阻害の影響は、造成高さが高いため、A案（造成高さ1m）と比較して大きくなるが、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。

### 3. A-②案についての評価結果

A-②案は、造成高さ1m、煙突高さ80mの案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、煙突が高いため、①案（煙突高さ59m）と比較して差はあるがともに環境基準を満足しており、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。景観及び日照阻害への影響は、煙突が相対的に高いため、①案（煙突高さ59m）と比較して大きくなるが、造成高さが高いため、B案（造成高さ5m）と比較して小さく、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。

### 4. B-②案についての評価結果

B-②案は、造成高さ5m、煙突高さ80mの案である。

環境要素別にみると、大気質への影響は、①案（煙突高さ59m）と比較して差はあるがともに環境基準を満足しており、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。景観への影響は、煙突が相対的に高いため、①案（煙突高さ59m）と比較して大きくなり、また、造成高さが高いため、特に近景への影響がA案（造成高さ1m）と比較して大きくなるが、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。日照阻害の影響は、煙突が相対的に高いため、①案（煙突高さ59m）と比較して大きくなり、また、造成高さが高いため、A案（造成高さ1m）と比較して大きくなるが、環境保全措置の実施により影響を低減できると評価する。

## 5.1.2 その他考慮すべき事項

「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では、「配慮書手続では複数案の環境面についての比較整理による評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み、決定に当たっては、通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われる。この判断のための検討の経緯については、方法書以降の手続において明らかにすることが望ましい。」とされている。ここでは、環境影響評価の内容の他、考慮すべき事項について、社会性、経済性の観点から考え方を示す。

### 1. 社会性

#### (1) 法令遵守（環境影響評価手続を通じたコミュニケーション）

今後、現地調査等を実施し、環境の現況を詳細に把握し、改めて環境影響の内容や程度を予測するとともに、具体的な環境保全措置の内容の検討、環境影響評価の見直しを行っていく予定である。その結果は、長野県環境影響評価条例に基づく手続を通して公開し、意見を受ける予定である。また、配慮書で扱っている環境影響評価項目の他にも、工事中の大気質、騒音、振動、植物、動物及び供用時の騒音、振動、温室効果ガスなど、必要に応じて他の環境要素への影響も最大限低減を行っていく予定である。これらの項目についての、環境影響予測、評価の方法や結果、環境保全措置については、今後、長野県環境影響評価条例に基づく手続における環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書において検討していく。

#### (2) 上位計画（第4次ごみ処理広域化計画）との整合

本事業については、上位計画である「第4次ごみ処理広域化計画」において、資源循環型施設整備の基本方針が定められており、この基本方針に沿った施設整備が求められている。

#### (3) 災害対応

事業実施想定区域は、上田市災害ハザードマップでは浸水想定区域に指定されており、計画施設は日々ごみ処理を行う施設として、稼働を止めることができない施設であることから水害対策の実施が求められている。

### 2. 経済性

本事業は、地方公共団体による一般廃棄物処理施設の建設事業であり、各市町村の厳しい財政状況の中、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築が求められており、事業費（施設整備費及び維持管理費）の抑制も重要である。環境影響評価の結果、項目間の影響のトレードオフ等が生じた場合には経済性の観点も考慮しながら、実行可能な範囲で適切に環境保全措置の内容を検討する。

## 5.1.3 今後の事業計画の検討方針

今後は、総合評価の結果及び今後の現地調査等の結果を踏まえ、事業計画のより詳細化を図っていく。今回示したA-①案、B-①案、A-②案及びB-②案は考え方案であり、必ずしもこれらのいずれかの案に決めるのではなく、各案の事業性、環境影響の回避・低減

等の考え方を取り入れながら、より現実的な案として、事業計画の熟度を高めていく予定である。

## 5.2 配慮書段階における環境保全の方針

環境影響評価に基づき計画段階配慮事業者が考える環境保全の方針を、計画段階、供用段階に分けて整理した結果は、以下に示すとおりである。

### 5.2.1 計画段階における環境保全の方針

計画段階で検討すべき環境保全の方針は、表 5.2-1に示すとおりである。

実際に採用する環境保全措置の内容は、今後、現地調査の結果や環境影響評価の予測、評価の結果を踏まえ、決定していく予定である。

表 5.2-1 計画段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査を実施し、事業実施想定区域の周囲の大気質及び気象の状況を把握して、より詳細な影響予測及び環境保全措置について検討する。</li> <li>・ 影響予測の結果をもとに、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、大気質への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・ 特に排ガスの排出濃度については、適切な自主基準値を設定する。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響予測の結果をもとに、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・ 特に建物と周辺環境の調和に配慮する。</li> </ul>
日照阻害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響予測の結果をもとに、配慮書で検討した環境保全措置の適用及び追加の環境保全措置を検討し、日照阻害の影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・ 特に建物の形状については、高さ、面積が必要十分で周辺への日影の影響が小さくなるよう検討する。</li> </ul>

### 5.2.2 供用段階における環境保全の方針

供用段階で検討すべき環境保全の方針は、表 5.2-2に示すとおりである。

表 5.2-2 供用段階における環境保全の方針

項目	環境保全方針
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定及び周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を踏まえて必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「建物の存在」自体が影響を及ぼす内容なので供用段階で検討すべき内容は認められない</li> </ul>
日照阻害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「建物の存在」自体が影響を及ぼす内容なので供用段階で検討すべき内容は認められない</li> </ul>